

令和 8 年度業務改善助成金の受付を開始しました

賃金室 / 雇用環境・均等室

令和 8 年 9 月 1 日付け官報において、新潟県最低賃金の改正が公示されました。

新潟県最低賃金は、**令和 8 年 10 月 1 日から時間額 1,108 円**となります。

新潟労働局では、業務改善助成金をはじめ、生産性向上のための設備投資や人への投資、正規・非正規雇用労働者間の格差是正、より高い処遇への労働移動の促進などを通じて、労働市場全体の賃上げを支援しています。

事業場内最低賃金の引上げをご検討される際は、ぜひご活用ください。

業務改善助成金申請期間

令和 8 年 9 月 1 日(火)から令和 8 年 9 月 30 日(水)まで

関係資料

- ・ 業務改善助成金パンフレット

お問い合わせ

厚生労働省では、令和 8 年度業務改善助成金コールセンターを開設しています。

電話番号や受付時間などの詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。

▼厚生労働省ホームページ(業務改善助成金)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html